

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>総務局</p>	<p>(27年度)</p>	
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p><b>【指摘9】</b>                  (過去の包括外部監査の結果の共有化による市の効率的・経済的運営について)                  なお、平成22年度の包括外部監査では、「公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について」を監査テーマとして実施されており、37件の指摘事項(内31件が未措置)が報告されている。                  この指摘事項の中には、「台帳計上もれ」などの公有財産台帳記録の不備や所管換などの指摘事項があったが、今回の包括外部監査においても、以下に報告するように多くの公有財産台帳の不備等が認められたことは、過去の包括外部監査の指摘事項が、市全体において共有化されない結果となっており、いわゆる縦割り行政の弊害の存在を指摘せざるを得ない。                  今後は、包括外部監査の結果等については、市全体で共有化し、包括外部監査に対する歳出の効果をより高めるように配慮されたい。</p>	<p>平成27年度包括外部監査結果報告書について、各部署に共通する事項を報告書より抜き出して平成28年3月29日付で庁内に通知し、注意喚起を促した。                  今後も、包括外部監査の結果等については、庁内で共有化を図ることとする。</p>	